

結核指定医療機関の手続きについて

1. 指定を受けていない医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出書類
新たに指定を受けるとき	結核医療機関指定申請	① 結核医療機関指定申請書 ② 医療法、薬事法による開設許可書の写し ③ 指定日を届出日以前の日にする場合は 遡及願 添付

2. すでに指定を受けている医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出書類
医療機関の名称が変わったとき	変更届による手続き	① 指定医療機関変更届 ② 医療機関指定書（原本） ③ 上記②を紛失した場合は 紛失届 を添付
住居表示の変更等により所在地の呼称や地番が変わったとき		
婚姻や法人の名称変更等により、開設者の名称に変更があったとき		
開設者の住所が変わったとき		
開設者が変わるとき	現在の指定を辞退し、新たに指定申請をおこなう手続き	① 結核指定医療機関辞退届 ② 結核医療機関指定申請書 ③ 医療機関指定書（原本） ④ 上記③を紛失した場合は 紛失届 を添付 ⑤ 医療法、薬事法による開設許可書の写し ⑥ ⑥指定日を届出日以前の日にする場合は 遡及願 添付
開設者が個人から法人、法人から個人に変わるとき		
医療機関を移転するとき(増改築などによる仮移転を含む)		
診療所を病院に、又は病院を診療所に変更するとき		
医療機関廃止等により指定を辞退する場合	辞退届による手続き	① 結核指定医療機関辞退届 ② 医療機関指定書（原本） ③ 上記②を紛失した場合は 紛失届 を添付

※法人組織等の変更（合併等）を伴う場合は、辞退届及び新たな指定申請が必要です
 （代表者変更の場合は届出不要です）

[問合せ及び届出先] 千代田保健所 健康推進課感染症対策主査 Tel:5211-8173（直通）

[受付時間] 午前9時から午後5時（土日祝日、年末年始を除く）